

○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第3項に規定する「適格機関投資家の届出」に関するお問い合わせ先

金融庁総務企画局企業開示課

電話：03-3506-6000(代表)(内線3669)

○届出書の提出先

提出先	郵便番号	住 所	
北海道財務局 理財部 理財課	060-8579	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	
東北財務局 理財部 理財課	980-8436	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	
関東財務局 理財部 統括証券監査官	330-9716	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	※1
	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	※2
北陸財務局 理財部 理財課	921-8508	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	
東海財務局 理財部 統括証券監査官	460-8521	名古屋市中区三の丸3-3-1	
近畿財務局 理財部 統括証券監査官	540-8550	大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	
中国財務局 理財部 理財課	730-8520	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	
四国財務局 理財部 理財課	760-8550	高松市中野町26-1	
九州財務局 理財部 理財課	860-8585	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	
福岡財務支局 理財部 理財課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	
沖縄総合事務局 財務部 理財課	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	

○提出先につきましては『金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令』の第10条第4項に規定されておりますので、[こちら](#)をご確認ください。(財務事務所、出張所では受け付けておりません。)なお、関東財務局においては提出先が分かれています。①東京都内に本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所を有する国内会社又は個人、全ての外国会社、個人(非居住者)及び外国政府については、※2の中央合同庁舎第4号館に提出してください。②関東甲信越地域に本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所を有する国内会社又は個人(①を除く)については、※2のさいたま新都心合同庁舎1号館に提出してください。

○記載にあたっては、各サンプルに記載している記載上の注意に従ってください。

※金融商品取引法第63条第2項の規定による「適格機関投資家等特例業務の届出」については、金融庁監督局証券課が担当部署となっております。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。